

# らくオプ取引規定

楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号

# らくオプ取引規定

らくオプ取引規定の目的	3
第1条 自己責任の原則	3
第2条 らくオプ取引口座	3
第3条 らくオプ取引のリスク及び取引方法等	4
第4条 期限の利益の喪失	4
第5条 期限の利益を喪失した場合等におけるらくオプ取引の反対売買	4
第6条 差引計算	5
第7条 預託金の処分	5
第8条 充当の指定	5
第9条 遅延損害金の支払い	5
第10条 公租公課	5
第11条 利息	5
第12条 免責事項	6
第13条 契約の解除	7
第14条 サービス利用の制限	8
第15条 当社による精算	8
第16条 報告	8
第17条 損害賠償の制限	8
第18条 サービス内容の変更	8
第19条 クーリングオフ制度	8
第20条 適用法	8
第21条 合意管轄	9
第22条 その他の事項	9
第23条 規定の変更	9

## らくオブ取引規定の目的

らくオブ取引規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客様と楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間で行う店頭通貨バイナリーオプション取引（以下、「らくオブ取引」といいます。）に係る権利義務及びその利用に関する取決めを定めるものです。

## 第1条 自己責任の原則

お客様は、らくオブ取引を行うにあたって、当社が金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第37条の3の規定に基づきお客様に交付する「らくオブ取引契約締結前交付書面」（以下、「らくオブ取引説明書」といいます。）によりご説明する金商法第2条第22項に定める店頭デリバティブ取引のうち同項第4号に規定するオプション取引の特徴、取引の仕組み等の取引に関する内容及び本規定並びにその他当社が別に定める「楽天FX取引規定（店頭外国為替証拠金取引）」その他付随又は関連する規定、規則及び取引ルール等（以下、「約款等」といいます。）の内容を十分にご理解のうえ、お客様の判断と責任において取引を行っていただくものといたします。

## 第2条 らくオブ取引口座

お客様は、らくオブ取引を行うにあたり、らくオブ取引口座を開設するものとします。らくオブ取引口座の開設においては、金商法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、本規定に掲げる事項を十分に理解・承諾し、これを証するため、「確認書」を差し入れていただくこととします。

2. らくオブ取引口座は、らくオブ取引説明書に定める取引に係るすべての事項について管理するものとします。
3. らくオブ取引口座は、一人一口座とし、次に掲げる要件をすべて満たす場合に開設を申し込むことができるものとします。なお、当社は、お客様かららくオブ取引口座の開設のお申込を受けた際、当社所定の審査を行い、当該審査の結果口座開設をお断りする場合がありますこと、及びその場合の理由を開示しないことについて、お客様は、あらかじめ承諾するものといたします。
  - ① 当社が作成する、オプションの知識に関するテストの正答率が一定の水準を満たしていること
  - ② すでに当社の約款・規定に基づく外国為替証拠金取引口座（以下、「楽天FX口座」といいます。）を開設していること又は楽天FX口座の開設のお申込みと同時にらくオブ取引のお申込みを行うこと
  - ③ 口座開設時に金融資産と年収の合計額が500万円以上であること
  - ④ デリバティブ取引またはそれに類する取引の経験を1年以上有していること
  - ⑤ 本規定及びらくオブ取引説明書を読み、らくオブ取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解し自己の判断と責任において自己の資金により自己のためにお取引いただけること
  - ⑥ 本規定及びらくオブ取引に関するルール並びに当社の関連する他の約款・規定の内容を承諾いただけること
  - ⑦ 当社から電話及び電子メールにて常時連絡がとれること
  - ⑧ インターネットをご利用いただけること
  - ⑨ ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること（利用可能なものに限る）
  - ⑩ 当社が定める電子的な方法によるらくオブ取引口座の開設手続き、当社が交付する書面について電磁的な交付（電子交付）に同意いただけること

- ⑪ 総合証券取引口座、楽天FX口座その他の口座等にて不足金がないこと
- ⑫ 前各号のほか当社が定める要件

### 第3条 らくオブ取引のリスク及び取引方法等

らくオブ取引に係るリスク、取引方法その他取引において必要となる事項等（以下、「取引ルール等」といいます。）についてはらくオブ取引説明書に定めるとおりとします。お客様は、当該取引ルール等の内容を承諾し、当該取引ルール等に従って取引を行うものとします。なお、取引ルール等が改正された場合も同様といたします。

### 第4条 期限の利益の喪失

お客様が、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は当社に対するらくオブ取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- ① 支払の停止又は破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算の開始申立があったとき
  - ② 手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子記録債権機関の取引停止処分を受けたとき
  - ③ お客様の当社に対するらくオブ取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき
  - ④ 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき
  - ⑤ 氏名・住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき
  - ⑥ 心身機能の重度な低下により、らくオブ取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき
  - ⑦ お客様が死亡されたとき
- 2 お客様が、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、当社の請求によって、お客様は当社に対するらくオブ取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。
- ① お客様の当社に対するらくオブ取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅延したとき
  - ② お客様が当社に対する債務（ただし、らくオブ取引に係る債務を除きます。）のために差し入れている担保の目的物について、差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき
  - ③ お客様が本規定、らくオブ取引説明書又は約款等のいずれかに違反したとき
  - ④ 前各号のほか当社が保有する債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき又は金商法その他の関係法令若しくは一般社団法人金融先物取引業協会の規則（以下、「法令諸規則等」といいます。）を遵守する観点から必要と認めるとき

### 第5条 期限の利益を喪失した場合等におけるらくオブ取引の反対売買

お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客

様の承諾を得ることなく、お客様が当社のらくオプ取引口座を通じて行っているすべての取引について、これを決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行うことができるものとします。

- 2 お客様が前条第 2 項各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、当社の指定する日時までに、お客様がらくオプ取引口座を通じて行っているすべてのらくオプ取引を決済するために必要な反対売買を、当社に発注するものとします。
- 3 前項の日時までに、お客様が反対売買の発注を行わないときは、当社が任意に、これを決済するために必要な反対売買等を、お客様の計算において行うことができるものとします。

## 第 6 条 差引計算

お客様は、当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行することとなった場合には、その債務とお客様のらくオプ取引に係る債権及びその他一切の債権とを、その履行の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。

- 2 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
- 3 第 1 項及び前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算についてはその期間の計算実行の日までとします。また差引計算を行う場合、債権及び債務の通貨が異なるときは当社の指定する為替レートで両替するものとします。

## 第 7 条 預託金の処分

お客様が本規定に基づき当社に対し負担する債務を当社が定める期限までに履行しないときは、お客様が当社に対して差し入れている預託金について、あらかじめお客様へ通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができるものとします。また当該弁済充当を行った結果、お客様が当社に対し残債務を有する場合には、お客様は直ちに弁済を行うものとします。

## 第 8 条 充当の指定

お客様が債務を履行する場合、お客様が当社に差し入れた預託金がおお客様の債務の全額に比して不足しているときは、当社は、当社が適当と認める順序及び方法により当該債務へ充当することができるものとします。

## 第 9 条 遅延損害金の支払い

お客様が当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、年 14.6%の率を上限とする遅延損害金を支払うものとします。

## 第 10 条 公租公課

お客様は、らくオプ取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

## 第 11 条 利息

当社は、らくオプ取引に関しお客様が当社に差し入れた預託金、お客様の売買差益金、ペイアウト

その他らくオペ取引に関する金銭に対しては、付利をいたしません。

## 第12条 免責事項

次の各号に掲げる事由によりお客様又は第三者に発生した損害、損失又は費用(以下、「損害等」といいます)については、当社は免責されるものとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、非常事態(戦争、クーデター、金融危機、市場閉鎖、その他これに類する事由)等の不可抗力と認められる事由により、らくオペ取引における注文の執行、金銭の授受又は事務手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害等
- ② 外国為替市場の閉鎖、休場若しくは閉場又は法令諸規則等の変更等の事由により、当社がお客様のらくオペ取引に係る注文に応じ得ないことによつて生じた損害等
- ③ 国内の休日、当社の取扱い時間外又は当社が行うシステムのメンテナンス等により、当社がお客様のらくオペ取引に係る注文に応じ得ないことによつて生じた損害等
- ④ 電信、インターネット、電話回線若しくは携帯電話設備又は郵便等の通信手段における誤謬又は遅延等の当社の責めに帰さない事由により生じた損害等
- ⑤ 通信回線、通信機器、ソフトウェア及びコンピュータ機器等の障害又は第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動が生じたことにより生じた損害等
- ⑥ 当社の提示する取引価格がマーケットの実勢レートから合理的に算出される取引価格から明白に乖離したと当社が認め、お客様の注文を執行しなかったこと、又は当社が取引価格の訂正若しくは取消を行ったことにより生じた損害等
- ⑦ 次に掲げる項目に該当し、当社の判断において約定の訂正又は取消を行った場合により生じた損害等
  1. 当社が不正と認めた取引において約定した場合
  2. 当社が提示する取引価格がマーケットの実勢レートから合理的に算出される取引価格から明白に乖離していると当社が認めた当該取引価格で約定した場合
  3. システム障害等が発生している際に約定した場合
  4. お客様が本規定及びらくオペ取引説明書のほか、約款等について違反した場合
  5. その他、当社が必要と認める場合
- ⑧ 相場状況の急変等によるスリッページの発生により意図した取引ができないこと又は意図しない取引が成立することに伴う損害等
- ⑨ 当社が提供する情報等の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害等
- ⑩ お客様のログインID、パスワード等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認し、そのうえで行われた取引により生じた損害等
- ⑪ お客様のパスワード等又は取引情報が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等のうち、当社の故意または重大な過失に起因するものでない損害等
- ⑫ 当社に登録されているお客様のログインID、パスワードとお客様が入力されたログインID、パスワード等が一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害等
- ⑬ お客様が本規定、らくオペ取引説明書又は約款等において、当社の故意又は重大な過失に起因するものでなく、誤解し又は理解不足であったことにより生じた損害等
- ⑭ お客様が当社に届け出た情報に変更があり、当該変更の内容についてお客様から当社にお届けが

ないことにより、当社がおお客様の取引注文を受け付けず若しくは執行せず、若しくはお預かりした金銭等を返還しなかったことにより生じた損害又はらくオプ取引に係る当社の一部若しくは全部の処理若しくは手続き等が不能若しくは遅延したことにより生じた損害等

- ⑮ 当社が提供する情報の利用により生じたお客様の一切の損害等、並びにその原因の如何を問わず、通信機器、通信回線、商用ネットワーク、コンピュータ等の障害によって生じた情報等の伝達遅延、中断及び誤謬、欠陥等の状況の如何にかかわらず生じた損害等
- ⑯ やむを得ない理由による、当社がらくオプ取引に係るサービスを停止し又は中止したことにより生じた損害等
- ⑰ お客様が出国し国内非居住者になるお申出を受け、当社の任意でお客様のポジションを反対売買したことにより生じた損害等

### 第13条 契約の解除

お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、又は期限の利益の喪失事由に該当した場合、当社はらくオプ取引に係るすべての契約を解除することができるものとします。

- ① お客様が、本規定、らくオプ取引説明書又は約款等及び法令諸規則等のいずれかに違反したとき
- ② お客様がらくオプ取引口座の開設要件を満たさなくなったとき
- ③ お客様が総合証券取引口座の解約のお申出をされたとき
- ④ お客様においてらくオプ取引に係る取引価格等の情報の取得方法又は利用方法が不適切であると当社が判断したとき
- ⑤ お客様の当社に対する債務について、一部でも履行を遅延したとき
- ⑥ お客様が届出事項の変更に係る届出を行わないとき
- ⑦ お客様の心身機能の低下等によりらくオプ取引の継続が著しく困難又は不可能と当社が判断したとき
- ⑧ お客様がらくオプ取引において仮名取引若しくは借名取引又はその疑いがある取引を行ったと当社が判断したとき
- ⑨ らくオプ取引口座の名義人を強要し、第三者の意思によりらくオプ取引口座を開設し、若しくは取引していたこと、又はその疑いがあると当社が判断したとき
- ⑩ お客様がらくオプ取引口座の開設時に届け出た情報が虚偽であり、又は提出書類が真正でないとき
- ⑪ お客様のらくオプ取引口座が法令若しくは公序良俗に反する行為に利用されたとき、又はその虞があると当社が判断したとき
- ⑫ 当社がおお客様に対し本人確認書類の再提示を求めたにもかかわらず、遅滞なくお客様から再提示がないとき
- ⑬ その他当社が定める総合証券取引約款第53条（解約事由）に掲げる事項に該当したとき
- ⑭ 他のシステム等を利用してらくオプ取引に係るサービス又はシステム等を不正に操作し、若しくは改変等を行い取引したとき又はそのような取引があったものと当社が判断したとき
- ⑮ 取引の方法の如何にかかわらず、インターバンク市場の混乱を招く取引、当社のヘッジ取引に影響を及ぼす取引若しくは過度な取引等、不適切な取引であると当社が判断したとき又はその虞があると判断したとき

## 第14条 サービス利用の制限

当社は、お客様が、前条各号又は次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、その他らくオプ取引を行うことが不適切と判断した場合には、事前の通告なくお客様のらくオプ取引に係るサービスの利用を制限し又は禁止することができるものとします。

- ① 当社が定める期間において、らくオプ取引に係る損失額が当社に申告されている「投資可能資金額」に達したとき
  - ② お客様が当社に申告されている各種情報に照らして過度な取引を行っている当社が判断したとき
- 2 当社がお客様のらくオプ取引に係るサービスの利用を禁止した場合には、お客様は直ちに期限の利益を喪失するものとします。

## 第15条 当社による精算

当社とお客様とのらくオプ取引に係るすべての契約の解除の際、お客様のらくオプ取引口座においてポジション及び預託金等の残高がある場合は、原則、お客様ご自身でポジションを反対売買し、楽天FX口座へ振替出金等の手続きを行うものとします。ただし、当社からの連絡があったにも関わらずお客様が当該手続きを履行しない場合は、当社の裁量によりお客様の計算において当該手続きを行うものとします。なお、当社の裁量において当該手続きを行った場合でも、当該手続きに係る処理の方法及び時期並びにその結果等すべての事項において、お客様は一切の異議を申し立てないものとします。

## 第16条 報告

お客様は、期限の利益喪失事由に該当したとき若しくはその虞があるとき(お客様が死亡した場合を除く。)又は当社に差し入れている担保の目的物のみならず、お客様が他の債権者に対して差し入れている担保の目的物について、差押若しくは競売手続の開始があったとき又はその虞があるときは、直ちに書面、電子メール又はそれに代わる方法を以ってその旨を当社に報告するものとします。

## 第17条 損害賠償の制限

当社の責に帰すべき事由があった場合でも、当該事由の如何にかかわらず、お客様の逸失利益については、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第18条 サービス内容の変更

当社は、お客様に事前に通知することなく、らくオプ取引に関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

## 第19条 クーリングオフ制度

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

## 第20条 適用法

本規定は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。



## 第 21 条 合意管轄

お客様と当社との間のらくオプ取引に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 22 条 その他の事項

本規定に定めのない事項については約款等により取り扱うものとし、本規定との内容に齟齬がある場合には、本規定が優先するものとします。

## 第 23 条 規定の変更

本規定は法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改訂を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページへの掲載その他相当の方法により周知します。

(2020 年 8 月)